

通 商 産 業 省

62貿第3605号

昭和62年9月7日

通商産業大臣 田村 元

輸出関連法規の遵守徹底のための会議\*

輸出関連法規遵守徹底のための基本方針（以下「基本方針」という。）策定については、去る、7月2日と7月7日の両日にわたり、輸出関連団体約150団体に対し、傘下企業の適切な社内管理体制の確立、従業員の教育訓練を含めた基本方針を策定し、内外に宣明するとともに十分周知徹底を図るよう要請しました。あわせて、策定した基本方針を7月20日までに提出するよう要請した結果、本日までに要請した全ての団体から基本方針が提出されています。ついては、外為法の改正案が国会で成立したこと等新たな情勢に鑑み、以下のとおり要請いたします。

1. 基本方針の内容に以下の事項が極力盛り込まれるよう最大限努力すること。
  - (1) 戦略物資の輸出に関し、法令違反を行わないことを企業の基本方針として内外に宣明するとともに、その方針を社内に告知し、周知徹底すること。
  - (2) 法令違反を根絶するため、戦略物資の輸出に関する責任者を明確にするるとともに、社内に戦略物資輸出管理本部を設置するなど厳重な輸出審査を行う体制を整備すること。
  - (3) 取締役以上が戦略物資の輸出に関する諸手続きの最終判断権者になるとともに、輸出の可否について疑義のある貨物についての最終判断権者は、代表権ある者をもってこれに充てること。
  - (4) 実際に、輸出する貨物が書類に記載された貨物と同一のものであることをチェックする体制を整備すること。
  - (5) 戦略物資の輸出に係る諸手続きを行うに当たっては、事実を正確に述べ、また、諸手続きに関連する全ての事実及び知識を述べること。
  - (6) 適正な輸出管理が行われているか否かをチェックする監査体制を整備すること。
  - (7) 担当者の輸出関連法規に関する教育訓練を拡充すること。
  - (8) 法令違反があった場合には、関係者に対し厳正な処分が行われること。
  - (9) 戦略物資の輸出に係る諸手続きに関連する文書の保存期間を長期化すること（最低5年）。
2. 上記1を踏まえて基本方針を作成し、9月30日までに当該基本方針を通商産業省の担当原課を通じ、貿易局輸出課安全保障貿易管理室に報告したうえ、これを会員企業に周知徹底すること。
3. 各会員企業においては、改正外為法政省令の公布時期（11月1日頃）を目途に、基本方針に基づく措置を講ずることとされたく、各団体においては、係る各企業の講ずる措置をとりまとめ、通商産業省の担当原課を通じ、貿易局輸出課安全保障貿易管理室に報告すること（期限11月30日）。

\* 今日この通達は、「輸出関連法規の遵守徹底について」というタイトルで言及されることが多いが私が入手した文書コピーでは上記の通り「輸出関連法規の遵守徹底のための会議」となっている。